

## 不利益処分に係る処分基準

処 分 名	屋外における火災予防に必要な措置の命令		
根 拠 法 令 名	消防法(昭和 23 年法律第 186 号)	(条項)第 3 条第 1 項	
基 準 法 令 名		(条項)	
所 管 部 署	消防局予防課 指導担当		
<p><b>【処分基準】</b>            未設定</p> <p>※ 根拠条項（消防法第 3 条第 1 項）の規定上明らかであるため。            また、基準の認定に当たっては、事案ごとに周囲の事情を勘案して、具体的な危険又は支障について判断しなければならないため、処分基準を設定することが困難である。</p>			
所 管 課	予防課	処理番号	予 No. 1